

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月23日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第39号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
略				略			
鹿島市	本庁	略		鹿島市	本庁	略	
		市長部局（会計課を含む。）	部長 課長 総務課課長補佐（職員担当に限る。） <u>秘書係長</u> 職員係長			市長部局（会計課を含む。）	部長 課長 <u>総務課参事（職員担当に限る。）</u> 総務課課長補佐（職員担当に限る。） <u>秘書</u> <u>広報係長</u> 職員係長
		略				略	
略				略			
玄海町	本庁	略		玄海町	本庁	略	
		町長部局（会計室を含む。）	課長 <u>新型コロナウイルスワクチン</u>			町長部局（会計室を含む。）	課長 <u>D X推進室</u> <u>長</u> <u>新型コロナウイルス</u>

改正前				改正後			
			接種対策室長 総務課係長(総務担当に限る。)				イルスワクチン接種対策室長 総務課係長(総務担当に限る。)
		略				略	
略				略			
佐賀中部 広域連合	執行機関	事務局長 副局長 課長 総務課副課長(人事担当に限る。)		佐賀中部 広域連合	執行機関	事務局長 副局長 課長 <u>総務課参事</u> (人事担当に限る。) 総務課副課長(人事担当に限る。)	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。